

東大和市総合評価方式実施ガイドライン

令和4年

東 大 和 市

目次

1	総合評価方式とは	3
2	総合評価方式の導入目的	3
3	総合評価方式の方法	3
4	対象工事	4
5	落札者の決定方法	4
6	評価値の算定方法	4
7	技術評価項目及び評価点	4
8	学識経験者への意見聴取	5
9	入札の公告及び評価結果の公表	5
10	技術評価資料の提出	5
11	入札の手続き	5
12	その他	5
別表1	評価項目の標準設定例	
別表2	提出書類	
別紙	技術点評価項目の詳細	
別添図	入札手続きの流れ	

1 総合評価方式とは

総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の入札方式とは異なり、入札における落札者の決定において、価格その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札方式である。

価格に加えて事業者の技術力や施工能力を評価し落札者を決定することにより、価格と品質が総合的に優れた事業者が選定され、事業者の技術力向上に対する意欲を高め、技術力と経営に優れた健全な事業者の育成が期待できる。

2 総合評価方式の導入目的

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争激化に伴うダンピング受注等により、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が生じるなどした。このような状況下において、平成17年4月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定・施行され、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定された。これを受け、国をはじめ各地方公共団体において総合評価方式の導入が始まり、現在においても価格のみに拠らない落札者決定の取り組みが広がりを見せている。

こうした背景の中で、東大和市においても、高い技術的能力を有し、地域の発展に積極的な事業者が成長できる環境を作り、一層の品質の確保を図ることを目的として、価格及び施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を、工事の一般競争入札において試行的に導入するものである。

3 総合評価方式の方法

総合評価方式の方法は、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績などの定量化された評価項目と入札価格との総合的な評価を行う「特別簡易型」により実施する。

また、総合評価方式による入札の実施方法は、原則として制限付き一般競争入札によるものとする。

4 対象工事

総合評価方式の対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が9,000万円以上の工事で、市が指定したもの
- (2) (1)のほか、総合評価方式によることが適当であると認められる工事

5 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
- (2) 評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

6 評価値の算定方法

- (1) 落札者を決定する評価値は、価格評価点と技術評価点を合計した値とする。
- (2) 価格評価点の算定は、次のとおりとし、小数点以下第3位を四捨五入する。なお、この予定価格は消費税及び地方消費税を除く。
 - ア 入札価格が、価格評価基準額以上となる場合
価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
 - イ 入札価格が、価格評価基準額未満となる場合
価格評価点 = 価格評価基準額の価格点 - $(100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) - \text{価格評価基準額の価格点}) - 0.5$
 - ウ 価格評価基準額の算定は東大和市契約事務規則第29条及び東大和市工事請負契約における最低制限価格設定基準に規定する最低制限価格の算定方法に準ずる。

7 技術評価項目及び評価点

- (1) 技術評価項目及び評価点
技術評価項目及び評価点の例は、別表1のとおりとする。
- (2) 技術評価項目の詳細
技術評価項目の詳細の例は、別紙のとおりとする。

8 学識経験者への意見聴取

- (1) 中立かつ公正な評価を行うため、次の場合に2人以上の学識経験者の意見を聴取するものとする。
 - ア 地方自治法施行令第167条の10の2第3項に定める落札者決定基準を定めようとするとき
 - イ 落札者を決定しようとするとき。ただし、アの基準策定時に、落札者決定の際に改めて意見聴取が必要とされた場合に限る。
- (2) 意見聴取の方法は、ファックス又はメール等の書面によることができる。

9 入札の公告及び評価結果の公表

- (1) 入札手続きの透明性、公正性を確保するため、技術評価に関する基準及び落札者の決定方法等について、あらかじめ入札の公告及び指名時に明らかにする。
- (2) 落札者を決定したときは、速やかに次の事項を公表する。
 - ア 入札参加者の名称、入札価格、価格評価点、技術評価点、評価値
 - イ 落札者の名称
- (3) 価格評価基準額については、事後においても非開示とする。

10 技術評価資料の提出

評価項目の確認を行うために提出する資料は、別表2のとおりとする。

11 総合評価方式手続きの流れ

総合評価方式手続きの流れは、別添図のとおりとする。

12 その他

(1) 配置予定技術者の変更

配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の事故、疾病等による場合で、市がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

なお、この場合、変更後の配置予定技術者の評価点は、変更前の保有する評価点以上でなくてはならない。

(2) 申請内容の不正行為等

虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、東大和市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく措置を講ずるほか、当該事業者の入札を無効又は契約の解除ができるものとする。

別表Ⅰ 評価項目の標準設定例

評価項目		評価内容	評価基準	評価点
企業 の 技 術 力	同種工事の施工実績	同種工事の官公庁施工実績 (過去5年間、市内業者は7年間)	同種かつ同規模以上の工事実績あり	2
			同種かつ1/2以上の工事実績あり	1
			同種の工事実績なし	0
	工事成績	同種工事の工事成績評定点 (市が過去5年以内で発注した同種工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である契約の直近3件の工事成績表定点の平均点)	80点以上	4
			75点以上80点未満	3.5
			70点以上75点未満	3
			65点以上70点未満	2.5
			60点以上65点未満	2
			55点以上60点未満	1
			50点以上55点未満	0
			50点未満 実績なし	-1 0
	優良表彰	優良工事表彰実績(国・都道府県に限る) (過去5年以内に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して2分の1以上である契約があること。)	あり	1
なし			0	
配置技術者の技術力	同種工事の経験	配置予定技術者が主任(監理)技術者として施工した同種工事の官公庁施工実績(市外業者は過去5年間、市内業者は過去7年間)	同種かつ同規模以上の工事実績あり	2
			同種かつ1/2以上の工事実績あり	1
			同種かつ1/2以上の工事実績なし	0
	保有資格	配置予定技術者の保有する資格	1級技術者	2
			2級技術者	1
			その他の技術者	0
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	企業の所在地	市内に本店・支店・営業所等の所在の有無	本店	2
			支店・営業所等	1
			なし	0
	災害協定の有無	災害時における応急対策業務に関する協定等の締結の有無	締結している	1
			締結していない	0
	建退共等	建設業退職金共済制度等の加入又は退職一時金制度の導入の有無	加入(導入)している	1
			加入(導入)していない	0
	法定外労働災害補償制度	法定外労働災害補償制度加入の有無	加入している	1
			加入していない	0
	障害者雇用の取組	障害者の雇用の促進等に関する法律で障害者の雇用に義務付けられた事業者は、法定雇用の有無 義務付けられていない事業者は障害者の雇用の有無	雇用あり	1
			雇用なし	0
	高齢者雇用の取組	65歳以上の者の雇用(再雇用を含み、役員を除く。)の有無	雇用あり	1
雇用なし			0	
男女共同・ワークライフバランス	育児・介護休業制度、それに伴う短時間勤務制度等の就業規則等への記載の有無	制度あり	1	
		制度なし	0	
社会保険等	社会保険等の加入の有無	加入あり	0	
		加入なし	-1	
環境配慮	ISO14001又はエコアクション21の認証取得の有無	取得あり	1	
		取得なし	0	
合計			-2~20点	

別表2(提出書類)

評価項目		提出書類	
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	<input type="checkbox"/> 契約書の写し(鏡及び内容のわかる部分) または <input type="checkbox"/> CORINS竣工登録が分かる書類 (カルテ受領書の写し等)
		工事成績評定点	なし(東大和市データ)
		優良表彰	<input type="checkbox"/> 賞状等の写し ※「同種工事」であることが判断できるもの
	配置技術者の技術力	同種工事の経験	<input type="checkbox"/> CORINS竣工登録が分かる書類 (カルテ受領書の写し等)
		保有資格	<input type="checkbox"/> 資格者証の写し
企業の信頼性・社会性	地域精通度	企業の所在地	なし(東大和市データ)
		東大和市との災害協定の締結	なし(東大和市データ)
	社会貢献度	建退共等	<input type="checkbox"/> 経営事項審査結果通知書
		法定外労働災害補償制度加入	<input type="checkbox"/> 経営事項審査結果通知書
		障害者雇用の取組	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し及び雇用の証明
		高齢者雇用の取組	<input type="checkbox"/> 年齢を証明できるもの及び雇用の証明
		男女共同参画・ワークライフバランス	<input type="checkbox"/> 就業規則、労働協約等の写し
		社会保険等	<input type="checkbox"/> 経営事項審査結果通知書
		環境配慮	<input type="checkbox"/> 認定書の写し

別 紙

技術評価項目の詳細

別表 1 の技術評価点の評価項目の詳細は、以下のとおりである。

1 企業の技術力

(1) 企業の施工能力

①同種工事の施工実績

同種工事の施工実績は、官公庁発注のもので、契約締結日が、入札公告日から過去 5 年間（東大和市内に本店又は支店・営業所等を置く者は過去 7 年間）のものとし、入札公告日等において工事が竣工し、検査が完了しているものとする。

発注しようとする工事の規模に応じ、対象となる期間を過去 10 年間まで延長することができるものとする。

評価基準における同規模とは、予定金額の 80% に相当する金額を指すものとする。

なお、「同種工事」は案件ごとに定める。

また、過去 5 年間とは、入札公告日の属する年度より 5 年度前の 4 月 1 日から、当該公告日の前日までを指すものとする。（以下において同じ。）

②工事成績評定点

入札の公告日から過去 5 年間に東大和市発注の同種工事（工事成績評定通知書を受けているものに限る。）で受けた直近 3 件の工事成績評定点の平均点とする。ただし、工事实績が 3 件に満たない場合は、それぞれ該当する件数の平均点とし、工事实績がない場合は、評価点は 0 点とする。また、契約金額が予定価格に対して 10 分の 1 以上である契約を対象とする。

工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

※平均点は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位とする。

③優良表彰（国・都道府県に限る）

優良表彰は、国・都道府県で受けたものに限る。また、過去5年間に、受注した同種工事において、優良表彰を受けた工事が1件以上あることが条件となり、契約金額が予定価格に対して2分の1以上である工事を対象とする。

（2）配置予定技術者の技術力

①同種工事の経験

配置予定技術者が、同種工事に主任（監理）技術者として従事した経験がある場合に加点する。評価の対象となる工事は、官公庁発注のもので、契約締結日が、過去5年間（東大和市内に本店又は支店・営業所等を置く者は過去7年間）のものとし、入札公告日において工事が竣工し、検査が完了しているものとする。

発注しようとする工事の規模に応じ、対象となる期間を過去10年間まで延長することができるものとする。

②保有資格

配置予定技術者が、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する一級技術者、二級技術者及びその他の技術者とする。複数の資格を持つ場合は、上位の資格1つについて評価する。

ア 一級技術者

建設業法第15条第2号イに該当する者

イ 二級技術者

建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者

ウ その他技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者

2 企業の信頼性・社会性

(1) 地域精通度

①企業の所在地

ア 市内に本店を有する者

東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス（以下「共同運営」という。）において、入札参加資格で本店所在地が東大和市として登録されており、入札の公告日現在3年以上営業を継続している者とする。

イ 市内に支店・営業所等を有する者

共同運営において、入札参加資格で支店・営業所等所在地が東大和市として登録されており、入札の公告日現在3年以上営業を継続している者。なお、契約締結の権限を有する代理人を置いていることとする。

②災害協定の有無

「災害時における応急対策業務に関する協定」等を東大和市と締結している者又は団体に所属している者を対象とする。

(2) 社会貢献度

①建退共等

経営事項審査にて建設業退職金共済制度等の加入又は退職一時金制度の導入が有と評価された場合を対象とする。

②法定外労働災害補償制度

経営事項審査にて法定外労働災害補償制度の加入が有と評価された場合を対象とする。

③障害者雇用の取組

障害者の雇用の促進等に関する法律で障害者の雇用に義務付けられた事業者は、法定雇用を満たしている場合を対象とする。義務付けられていない事業者は、障害者を雇用している場合を対象とする。

④高齢者雇用の取組

65歳以上の者の雇用（再雇用を含み、役員は除く）の有無を対象とする。なお、65歳以上の者は、65歳となってから継続して3年以上雇用している場合を対象とする。。

⑤男女共同・ワークライフバランス

育児・介護休業制度、それに伴う短時間勤務制度等の措置で、就業規則等に記載のある場合を対象とする。

⑥社会保険等

経営事項審査にて雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも加入が無と評価された場合に減点とする。（個人事業主・一人親方等の社会保険の適用除外となる事業者は除く）

⑦環境配慮

ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合に加点する。

別添図 総合評価方式手続きの流れ

